USPTO、南東部のコミュニティアウトリーチオフィス新設について意見募集

2026年3月2日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、2月26日付の官報[1]で、米国南東部への新たなコミュニティアウトリーチ（エンゲージメント）オフィスの設置に関して意見募集を開始した。

USPTOのコミュニティアウトリーチオフィスは、2022年成立の「Unleashing American Innovators Act of 2022（UAIA法）[2]」に基づき、地域社会の教育機関、研究機関や企業と連携した知的財産教育の提供などを目的として、同法の施行から5年以内（2027年12月29日まで）に少なくとも4カ所設置することが義務付けられている[3]。

今般、USPTOは、バージニア州やジョージア州など計10州[4]を含む米国南東部に設置する新たなコミュニティアウトリーチオフィスについて、その設置場所や果たすべき役割などについて意見を募集することとしている。

もともと米国南東部地域については、2025年12月までに同地域を管轄する新たなサテライトオフィス（地方支部）をジョージア州アトランタに開設する予定である旨がUSPTOから公表されていた[5]。他方で、2025年6月に同地域を対象とするアウトリーチサービスの早期開始を目的としてUSPTO本庁舎（バージニア州アレクサンドリア）に新たにオフィスの開設が公表される[6]など、アトランタオフィスの開設有無をはじめ、同地域へのアウトリーチ活動に関する動向が注目されていた。

USPTOは、拡充を進めるコミュニティアウトリーチオフィスを単なる地域拠点として位置付けるのではなく、同オフィスとの連携を通じて、米国全土における知的財産を通じたイノベーション活動・起業活動の拡大・活発化に取り組むと説明している。

意見の提出は、3月30日まで受け付けられる。

（以上）

---

[1] Request for Comments on Community Outreach Office Locations in the Southeast Region
[2] https://www.congress.gov/117/bills/hr2617/BILLS-117hr2617enr.pdf
[3] これまでに、ニューハンプシャー州ダーラム、モンタナ州ボーズマン、ユタ州ソルトレークシティの3カ所に設置されている。
[4] バージニア州、ノース・カロライナ州、サウス・カロライナ州、ジョージア州、フロリダ州、テネシー州、アラバマ州、ミシシッピ州、ルイジアナ州、アーカンソー州の10州。
[5] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20231218.pdf
[6] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250610.pdf